

議 事 日 程 (1)

令和元年6月12日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 同意第3号 芦屋町教育委員会委員の任命について

第5 議案第28号 芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第29号 芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第30号 芦屋町森林環境譲与税基金条例の制定について

第8 議案第31号 芦屋町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第32号 芦屋町バス条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第33号 芦屋町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第34号 町道の路線廃止について

第12 議案第35号 令和元年度芦屋町一般会計補正予算 (第1号)

第13 議案第36号 令和元年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第1号)

第14 議案第37号 庁舎外壁改修工事請負契約の締結について

第15 議案第38号 緑ヶ丘団地外部改修工事 (3棟) 請負契約の締結について

第16 議案第39号 巡回バス車両購入契約の締結について

第17 承認第1号 専決処分事項の承認について

第18 承認第2号 専決処分事項の承認について

第19 報告第1号 平成30年度芦屋町一般会計継続費逐次繰越計算書の報告について

第20 報告第2号 平成30年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第21 報告第3号 平成30年度芦屋町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

第22 発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年 2番 中西 智昭 3番 長島 毅 4番 萩原 洋子
5番 信国 浩 6番 本田 浩 7番 松岡 泉 8番 妹川 征男
9番 辻本 一夫 10番 小田 武人 11番 川上 誠一 12番 横尾 武志

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	福田雅代	環境住宅課長	井上康治
住民課長	藤永詩乃美	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏
産業観光課長	溝上竜平	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
競艇事業局次長	藤崎隆好	企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也

【傍聴者数】 2名

午前 10 時 00 分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま、出席議員は 12 名で会議は成立いたします。よって、ただいまから令和元年第 2 回
芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、6 月 12 日から 6 月 21 日までの 10 日間にしたいと
思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、2 番、中西議員と 10 番、
小田議員を指名しますので、よろしく願います。

日程第 3. 行政報告について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。町長。

○町長 波多野茂丸君

おはようございます。

令和元年芦屋町議会第 2 回定例会の議案上程前に、平成 31 年芦屋町議会第 1 回定例会以降に
おける行政執行について、主なものを報告させていただきます。

まず、1 点目は、消防ポンプ自動車の更新についてです。

平成 30 年度特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、芦屋町消防団第 2 分団の消防ポンプ

自動車を3月14日に更新配備しました。新しい車両は、最新の消防ポンプや資機材を搭載しており、これまで以上に充実した消火活動及び災害活動が可能になります。

2点目は、芦屋港活性化基本計画についてです。

3月22日に芦屋港活性化本部会議を開催し、レジャー港化の方向性を示した芦屋港活性化基本計画をとりまとめました。計画書については、概要版を4月15日発行の広報あしやにて全戸配布するとともに、議員各位や関係機関に配付したところです。今後は、この基本計画をもとに、観光レジャー要素を持った港への用途変更に向け、福岡県と協議を進めてまいります。

3点目は、釣り文化振興促進モデル港の指定についてです。

3月29日に、国土交通省港湾局より、地方創生を目的とした釣り文化振興促進モデル港として、全国13港湾の1つに芦屋港が指定されました。これは、観光資源としての港湾における釣り施設や既存の防波堤などの利活用を進める国の取り組みと、本町における芦屋港レジャー港化への取り組みが一致したものと考えています。今後は、港湾施設の一部を海釣り施設として開放できるよう地元関係者や港湾管理者の福岡県などの関係機関と協議を進めてまいります。なお、モデル港指定の経過等については、議会全員協議会で御説明いたします。

4点目は、芦屋町ふるさと観光大使についてです。

芦屋町における情報発信を効果的に行うことを目的に、芦屋町ふるさと観光大使制度を創設しました。このたび、映画の撮影を芦屋町で行った御縁で、映画監督の向井宗敏氏と主題歌を担当した歌手のハジメ氏の2人を芦屋町ふるさと観光大使として委嘱しました。委嘱状の交付に当たっては、3月23日にボートレース芦屋夢リアで開催されました映画の完成披露試写会において就任式を行いました。今後、芦屋町の魅力について、SNSを活用して全国に発信していただくことで、町の認知度及びイメージの向上に寄与できるものと期待しています。

5点目は、地域福祉計画の策定についてです。

地域福祉計画については、地域福祉計画推進委員会から素案の答申を受け、パブリックコメントを実施した後、3月25日に5年間の次期計画として決定いたしました。今後も、住民の皆さんや関係機関などとともに、各種取り組みを推進し、地域共生社会の実現を目指してまいります。

6点目は、災害廃棄物の処理等に関する協定書の締結についてです。

3月25日、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び構成市町は、災害時に発生する廃棄物の処理などについて、福岡県内の廃棄物処理団体及び民間企業との間において協定の締結を行いました。大規模災害が発生した場合、災害によって発生する廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分等について、生活環境を損なわないよう早期安定を図るものです。協定締結団体は、公益社団法人福岡県産業資源循環協会、福岡県清掃事業協同組合連合会、福岡県環境整備事業協同組合連合会、一般社団法人福岡県建造物解体工業会、ゆめ環境野坂建設株式会社でございます。

7点目は、芦屋町総合体育館等改修工事の完了についてです。

災害時の避難所としての機能向上と施設の長寿命化等を図るため、防衛省の補助金及びスポーツ振興くじの助成金等を活用して平成30年7月から実施しておりました総合運動公園内の各施設の改修工事が平成31年3月に完了しました。主な改修内容として、総合体育館・コミュニティセンター内のメインアリーナ及びサブアリーナの天井耐震化・照明のLED化を実施し、新たに冷暖房装置を設置しました。7月から9月の間は、近年の猛暑に対応するため冷房を開館中稼働します。また、機能回復訓練室の利用者の利便性の向上のため、トレーニング機器の更新・増設も行っております。今後、日常における町民の皆さんの健康づくりや町のスポーツ振興の場として、一層活用していただけるよう利用促進を図ってまいります。

8点目は、緑ヶ丘保育所の民営化についてです。

緑ヶ丘保育所の民営化については、平成30年芦屋町議会第3回定例会において、芦屋町保育所設置条例の一部改正の議決をいただき、施設譲渡先である社会福祉法人長崎たちばな会や保育所の認可権限を持つ福岡県などと調整、協議を重ねてきました。3月29日付で福岡県から長崎たちばな会へ保育所の設置認可の通知があり、4月1日付で町と長崎たちばな会の間で、町有財産無償譲渡契約を締結いたしました。今後は、私立の緑ヶ丘保育園として民間のノウハウを生かした保育所運営を期待するとともに、県との合同監査等でその運営状況を確認していきたいと考えております。

9点目は、表千家同門会第78回全国大会茶会についてです。

5月8日、9日に福岡県内各所において、茶道の表千家同門会第78回全国大会が開催されましたが、芦屋釜の里においても福岡県支部による茶席が両日催され、全国から2日間で1,100人を超える表千家関係者の皆さんに御来園いただきました。両日とも天候にも恵まれ、園内は華やかな着物に身を包んだ茶人の皆さんであふれ、資料室や工房では2人の芦屋鋳物師による芦屋釜復興事業の説明に、熱心に耳を傾けておられました。また、9日には表千家第15代御家元、猶有齋宗匠御一行様が御来園になり、私も茶席に参列させていただいた後、芦屋釜復興工房の見学や資料室において、平成28年に完成した前御家元、而妙齋宗匠在判の茶の湯釜を初めとする、現代の芦屋鋳物師たちの作品を御覧いただきました。平成7年度の芦屋釜の里開園以来、最高の来園者数となった2日間でしたが、表千家の方々に芦屋釜の里及び芦屋釜復興事業、そして芦屋町を大いに周知することができました。

10点目は、ボートレース芦屋から日本財団への寄附についてです。

日本財団は、社会貢献事業として、2020年に東京で開催されますパラリンピックの支援を行っておりますが、ボートレース芦屋として、5月に開催しました日本財団会長杯争奪戦の収益金から500万円を日本財団に寄附いたしました。この寄附金は、日本財団パラリンピックサポ

ートセンターの支援などに充てられるもので、今回で4回目となりますが、6月3日に東京の日本財団を訪問し、笹川陽平会長に目録をお渡ししてまいりました。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

引き続きまして、議員各位と住民の皆さんに行政報告とは別に報告させていただきたい事項があります。

5月20日に開催されました一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会の令和元年度第1回通常総会におきまして、役員を選任議案が提案され、私が引き続き、会長に選任されました。任期は令和3年5月までの2年間となります。会長として、関係省庁や競走関係団体との連携を図るとともに、施行者の収益改善やボートレース事業の活性化に向けたさまざまな施策の推進に尽力してまいります。つきましては、会長職としての公務遂行に当たり、議員各位の御協力をお願い申し上げ、会長就任の御報告といたします。

○議長 横尾 武志君

以上で行政報告は終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、日程第4、同意第3号から日程第22、発議第3号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

本日から諸議案の審議をお願いするわけでございますが、各議案の提案理由の御説明をする前に、施政の方針を述べさせていただき、議員各位の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

私は、さきの選挙におきまして、4期目となる町政運営を担わせていただくことになりました。私に課せられた責任の重大さを痛感しつつ、町民の皆さんの負託に応えるべく、元気な芦屋まちづくりに邁進していく決意を新たにしているところでございます。

私は、平成19年5月に町長に就任して以来、芦屋町を再生する思いを込め、3期12年間、

いくつもの将来ビジョンを掲げ、全力で取り組んでまいりました。中でも、町長1期目は、重要課題でありました財政の健全化のため、行財政改革に取り組むとともに、競艇事業の改革も進め、収益構造の改善を推進してまいりました。これにより、芦屋町の財政は健全化をなし、競艇事業は収益の増加を遂げることができ、2期、3期目は、住民福祉や教育、子育て支援、そして地方創生などの各種施策を進めることができました。また、町政運営につきましては、常に1歩先を見据え、スピード感を持ち、現場主義を貫き、町民の皆さんと同じ目線で誠心誠意取り組んできたところでございます。今後も初心を忘れることなく、公正公平に町政運営に当たってまいりたいと考えております。

また、4期目となる町長選への立候補に当たり、元気な芦屋まちづくり戦略として8項目をマニフェストとして掲げさせていただきました。これらにつきましては、選挙を通じて町民の皆さんと交わした約束でございますので、行政内部で十分協議を行った上で、町の実施計画に位置づけて推進してまいりたいと考えております。

芦屋の海、芦屋釜を代表とする歴史などの地域資源を生かし、行ってみたいくなる、住みたいくなる、住み続けたいくなる町の実現に向け、全力で取り組んでまいり所存でございます。

それでは、まず、町長選立候補に当たり掲げさせていただいたマニフェスト8項目について所信を述べさせていただきます。

1点目は、福祉・健康・医療などの暮らし満足度を向上させるための「暮らし満足度アップ戦略」でございます。

福祉につきましては、支えあい、いつまでも健康で、いきいきと生活できるよう、在宅医療や介護の充実に努めるとともに、地域交流サロン事業や介護予防事業の推進、障害福祉サービスの充実に図り、町民の皆さんの幸せにつなげてまいります。また、老人憩の家の建てかえ計画の策定を進めるとともに、老人クラブ活動の支援事業を進めてまいります。健康・医療につきましては、芦屋中央病院を中核として、特定健診、特定保健指導・がん検診・妊婦健康診査による予防事業を進めてまいります。

2点目は、まちの教育力・子育ての充実に推進するための「教育力・子育てしやすさアップ戦略」でございます。

教育力のアップのため、小・中学校における夏休みの短縮による学習時間の確保や、タブレット端末導入によるICT教育を推進するとともに、中学校トイレ改修事業、小学校プール改修事業など、学校の施設整備を進めてまいります。また、体育協会と連携したスポーツ大会や総合体育館、芦屋中央病院横のグラウンドの利用を促進してまいります。芸術・文化の振興につきましても、振興に取り組むとともに、PTAなどの社会教育団体の活動を支援してまいります。子育て支援につきましては、芦屋町子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種支援事業を総合的に

展開するとともに、子ども医療費の無料化や出産祝金、新婚・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助を継続してまいります。また、学校給食費補助の創出にも取り組んでまいります。

3点目は、皆さんが主役のまちづくりを推進するための「みんなで創るまちづくり戦略」でございます。

住民参画まちづくり条例の理念に基づき、町民の皆さんと共に創るまちづくりに邁進してまいります。また、自治区活動への支援をさらに強化して、自治区加入を促進し、笑顔いっぱいの地域になるよう、区長会、自治区と協働して取り組んでまいります。

4点目は、元気な商工業を推進するための「産業の活性化戦略」でございます。

商工業の振興につきましては、商工会と連携して、商工業者の支援と発展に努めてまいります。

また、企業誘致条例、空き店舗活用事業補助金などにより事業者支援を行うとともに、商工会が発行しております、にこにこ商品券のプレミアム率の拡充に対し支援を行うことで、町の消費拡大を進めてまいります。農業、漁業の振興につきましては、農業関連団体や漁業協同組合と連携して、施設の基盤整備を推進するとともに、振興発展のための事業補助、新規参入者などへ支援を行ってまいります。

5点目は、皆さんの安全安心の充実を推進するための「安全安心の推進戦略」でございます。

皆さんの安全安心のため、航空自衛隊芦屋基地と連携した避難・防災活動を進めるとともに、地域防災力の維持・強化のため、消防団員の確保を図り、消防団無線機のデジタル化など、資機材の充実を図ってまいります。また、迅速な情報伝達のため、防災行政無線の放送内容を屋内で聞くことができる戸別受信機の整備を行ってまいります。犯罪発生の抑止につきましては、引き続き防犯カメラの運用を行うとともに、警察と協議しながら、防犯カメラの設置や設置補助金の創出に取り組んでまいります。

また、自治防犯組合と連携し、安全安心の確保を推進してまいります。

6点目は、快適な環境づくりを推進するための「次世代につなげる環境戦略」でございます。

芦屋町は、美しい海岸や洞山を初めとした景勝地など、豊かな水辺環境や緑を有しており、これらの豊かな自然環境を住民共有の財産として引き継いでいかなければなりません。このため、芦屋町環境基本条例を制定するとともに、芦屋町環境基本計画に基づき、環境行政を総合的かつ計画的に進めてまいります。また、巡回バス・芦屋タウンバスの充実を図り、利便性の向上に努めてまいります。

7点目は、町の財政に寄与できるよう推進するための「芦屋競艇事業の推進戦略」でございます。

芦屋競艇事業につきましては、芦屋町単独施行後は黒字化を続けており、平成29年度は一般会計への繰出金を含め34億1,500万円、平成30年度はこれを上回る黒字を見込んでおり

ます。なお、町への貢献として、一般会計への繰出金は昨年同様6億円を予定しております。今後も競艇収益を確保するため、競艇事業をさらに進化させ、持続的に本町財政へ寄与できるよう推進するとともに、競艇施設の有効活用を図ってまいります。

8点目は、元気な芦屋まちづくりを推進するための「地方創生と総合振興計画で活力アップ戦略」でございます。

地方創生につきましては、地方創生を推進する各種施策を体系的に取りまとめた「芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、各戦略を推進するとともに、本計画の計画期間が今年度で満了するため、次期計画の策定に取り組んでまいります。また、総合戦略の重点施策である芦屋港のレジャー港化につきましては、昨年度策定の芦屋港活性化基本計画に基づき、観光レジャーの要素を持つ港としての用途変更を福岡県に働きかけるとともに、実現に向けた事業の推進を図ってまいります。総合振興計画につきましては、現計画の計画期間が令和2年度で満了するため、今年度から約2年間をかけ、次期計画の策定に取り組んでまいります。10年先を見据えた芦屋町のまちづくりの指針となる本計画の策定に当たっては、さまざまな住民参画手法を取り入れながら、町の最上位計画としてふさわしい計画となるよう努めてまいります。

映画誘致につきましては、昨年度、オール芦屋ロケで撮影された映画「夏の夜空と秋の夕日と冬の朝と春の風」に続く、第2弾の映画誘致に取り組んでまいります。

次に、「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」を将来像に掲げた第5次芦屋町総合振興計画の構成に基づき、令和元年度の主要な施策の概要について御説明申し上げます。

第1は、「住民とともに進めるまちづくり」でございます。

住み続けたい町、暮らしやすい地域づくりのためには、住民同士のコミュニケーションの場となる自治会活動が重要でございます。このため、自治会活性化事業交付金による財政的な支援とともに、自治会担当職員制度を継続してまいります。また、まちづくりなどに関する情報を発信する町のホームページにつきましては、利用者の方がストレスなく目的の情報までたどり着くことができるよう、またスマートフォンやタブレット端末に対応した表示ができるよう、今年度リニューアルいたします。

第2は、「安全で安心して暮らせるまち」でございます。

昨年度、西日本を襲った平成30年7月豪雨、列島に大きな爪跡を残した台風21号などが、各地に甚大な被害をもたらしました。地震や風水害などの自然災害は、いつ、どこで、どのようなものが発生するか、予測は極めて困難でございます。このため、防災意識の啓発を図るとともに、地域における防災のかなめとなる自主防災組織の活動支援や形成支援を引き続き行ってまいります。また、昨年度締結した津波及び洪水発生時における一時避難施設としての使用に関する覚書に基づき、津波等発生時に適正に避難行動と施設使用が行われるよう、航空自衛隊芦屋基地

と連携した避難・防災訓練を実施いたします。施設整備につきましては、大規模災害発生時において携帯電話ネットワークに頼らず、安否確認や情報収集ができるよう、指定避難場所である中央公民館及び総合体育館に公衆無線LANを整備いたします。

消費者支援といたしましては、消費生活全般に関する相談などを受け付ける専属の相談員を引き続き配置し、複雑・多様化する悪質商法などの被害の未然防止、早期発見、拡大防止を図ってまいります。

第3は、「子どもがのびのびと育つまち」でございます。

子育て支援につきましては、子ども・子育て支援事業の方策や施策の総合的な展開の指針となる芦屋町子ども・子育て支援事業計画の改訂を行うとともに、町独自の取り組みであります中学3年生までの通院・入院費の全額助成を初め、出産祝金、子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助などを継続してまいります。また、子育て支援センターや放課後児童クラブなどにより、子育てしやすいまちづくりを進めるとともに、発達障害などのある児童、生徒の早期からの相談・支援に取り組む特別支援教育につきましても、引き続き保育所や幼稚園などとも連携して取り組んでまいります。学校教育につきましては、小学校4年生までの35人学級、中学校3年生を対象とした放課後特別授業イブニングスタディなど、学力向上の取り組みを継続してまいります。また、今年度より、いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子供を支援するため、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを新たに配置するとともに、不登校対策指導員によるカウンセリングを通じたきめ細やかな支援を継続してまいります。施設整備につきましては、小・中学校の屋外トイレの改修工事や学校図書館への図書システムの導入、中学校のグラウンド改修のための実施設計など、さらなる教育環境の充実に努めてまいります。なお、中学校の空調整備につきましては、今年度5月末をもって工事が完了いたしました。これにより、小・中学校、全校に空調を整備することができ、快適な教育環境を実現することができました。なお、教育委員会所管の施設につきましては、将来の更新費用の平準化を図るため、現状の把握・分析に基づく中長期的な維持管理などに係る具体的な方策を定めた長寿命化計画の策定に取り組んでまいります。

第4は、「いきいきと暮らせる笑顔のまち」でございます。

地域福祉につきましては、芦屋町地域福祉計画に基づき、民生・児童委員や各区の区長、社会福祉協議会を初めとした関係機関・団体とともに住民同士がつながり、互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、芦屋町高齢者福祉計画に基づき、住み慣れた地域での生活を支えるため、認知症対策や介護予防、生活支援サービスの充実に努めるとともに、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し取り組ん

でまいります。なお、現計画の計画期間が令和2年度で満了するため、次期計画の策定に向けアンケート調査などを実施してまいります。また、近年は高齢者のひとり暮らしが増加していることから、地域での見守りや介護予防を進めるため、地域交流サロンの普及を進めてまいります。

障害者福祉につきましては、芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画に基づき、差別のない、全ての住民が、かけがえのない人間として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して各種施策に取り組んでまいります。

健康づくりにつきましては、特定健診、がん検診の受診率向上のための取り組みを初め、戸別訪問、健康教室、保健指導などにより、健康づくりに対する意識を高めてまいります。また、骨髄などの移植やドナー登録の推進を図るため、骨髄などの提供に伴う休業に対するドナーの経済的負担を軽減するために、助成を新たに行ってまいります。

第5は、「活力ある産業を育むまち」でございます。

農業の振興につきましては、農業水利施設の保全のため、汐入川整備事業を初め、農業用水門や、農道橋の適正管理のための実施設計を実施してまいります。

漁業の振興につきましては、遠賀漁業協同組合が実施する芦屋港の製氷施設の老朽化に伴う第2期工事及び優良な漁場再生のためのクロウニ駆除や漂着物の処理に対する支援を行ってまいります。また、柏原漁港につきましては、機能保全計画に基づき、1号物揚場及び2号物揚場の工事とともに、3号物揚場の実施設計を実施してまいります。

商工業の振興につきましては、商工会との連携や町内事業者支援として、制度融資を引き続き行うとともに、創業等促進支援事業補助金などにより商工業の活性化を図ってまいります。また、10月からの消費税増税に係る取り組みの1つとして、商工会が発行しております、にこにこ商品券のプレミアム率の拡充に対し支援を行うことで、町内の既存店舗の利用促進や消費喚起を図ってまいります。

観光振興につきましては、観光あしや協議会による観光事業の推進や、その評価を実施するとともに、砂浜を生かしたスポーツ・レジャーの推進のため、観光協会を初めとした関係機関と協議を進めてまいります。施設整備では、梅林公園周辺の急傾斜地の改修及び、レジャープールアクアシアン管理棟内の男女更衣室の改修やトイレの洋式化などを実施してまいります。また、国民宿舎マリンテラスあしやでは、今後の予防保全型の維持管理や建物を安全に維持していくための指針となる長寿命化計画の策定に取り組んでまいります。

地域おこし協力隊につきましては、まちの魅力を町内外に発信し、地域外の人材による外からの目線による新しい風を吹き込むため、2期生の募集に取り組んでまいります。

第6は、「環境にやさしく、快適なまち」でございます。

公園整備では、各地区にある都市公園の樹木について、計画的に剪定を実施するとともに、遊

具点検を踏まえ、施設の修繕や撤去などを実施してまいります。

町営住宅につきましては、適切に維持管理をしながら長期にわたり活用していくことが重要であることから、芦屋町町営住宅長寿命化計画に基づき、緑ヶ丘団地3棟の外部改修及びエレベーター設置工事を実施するほか、同団地7棟の外部改修及びエレベーター設置に向けた実施設計委託を実施してまいります。

道路につきましては、芦屋町橋梁長寿命化修繕計画による定期点検結果に基づき、町管理の道路橋、1橋の補修工事实施設計委託を実施するほか、道路照明灯の補修工事及び町内4カ所の道路整備工事を実施してまいります。

公共交通につきましては、芦屋町地域公共交通網形成計画に基づき、広域連携によるバス路線や便数の維持確保、公共交通のネットワーク化に向け、協議・検討を進めてまいります。巡回バスは、利用者の利便性向上のため、現行、芦屋コース、山鹿コースの2路線での運行を令和2年度から3路線化するため、新たに2台のバス車両を購入するなど、路線見直しに向けた準備を進めてまいります。また、タウンバスにつきましては、利用者がバスの待ち時間を快適に過ごすことができるよう、海浜公園及び中央病院下のバス停へ上屋を設置してまいります。

公共下水道につきましては、今後も効率的かつ安定的な下水道事業を進めるため、下水道事業の広域連携など、下水道事業の持続性を担保する方策を検討してまいります。

第7は、「心豊かな人が育つまち」でございます。

生涯学習につきましては、昨年度策定した芦屋町教育大綱に基づき、「だれもがいつでも主体的に学べるまちづくり」「人々が交流し支えあう、いきいきとしたまちづくり」のため、生涯学習講座あしや塾への参加者促進を図るとともに、中央公民館を中核施設として各種社会教育事業を進めてまいります。

施設整備につきましては、町民会館の空調設備の更新や大ホールの吊り天井改修工事を実施してまいります。

人権教育・啓発の推進につきましては、芦屋町人権・同和教育研究協議会や関係機関との連携により、人権まつり、人権講演会など実施してまいります。また、芦屋町人権教育・啓発基本計画、芦屋町男女共同参画推進プランに基づく、総合的かつ計画的な取り組みを進め、「お互いが尊重される地域（まち）づくり」の実現に努めてまいります。

歴史・文化につきましては、歴史民俗資料館での企画展や、中央公民館内ギャラリーあしやでの特別展の開催などを通じて、芦屋町の豊かな歴史資源や縁のある人々の足跡・芸術作品を知っていただくとともに、町民の皆さんの歴史・文化活動を支援してまいります。また、オンラインの芦屋釜を生かした魅力ある取り組みを進めるとともに、独立した鋳物師が芦屋釜製作工房を町内に建築できるよう必要な支援を行うなど、地場化に向けた取り組みを進めてまいります。

以上が、第5次芦屋町総合振興計画の全7章に係る令和元年度の主要な施策でございます。これら施策を実現するために必要な取り組み、計画の実現に向けてを、あわせて御説明申し上げます。

行財政運営につきましては、芦屋町行政改革大綱に基づき、経費削減に注力しつつ、大胆かつメリハリのある政策、施策を展開し、元気なあしやを創造するための行政改革に取り組んでまいります。また、町の歳入の根幹となる住民税や固定資産税を初め、住宅使用料や保育料などの各種使用料の徴収率向上につきましては、関係部署による徴収事務連絡調整会議を充実させ、さらなる取り組みを進めてまいります。

芦屋中央病院跡地につきましては、今年度から約2年間かけて建物なども含め、活用の方向性の整理や活用構想案の策定に取り組んでまいります。今後は、有識者や関係団体などからなる芦屋中央病院跡地検討委員会を組織するとともに、住民参画ワークショップや、民間事業者との対話による意見や新たな提案の把握などを行うサウンディング調査などを実施してまいります。

職員の資質向上につきましては、職員研修制度の一層の充実による職員個々のレベルアップのほか、目標管理制度の活用によるPDCAサイクルの確立などにより、職員のスキルアップと業務の改善に努めるとともに、課長、係長を対象とした階層別研修などに職員の町政運営への意識や士気の高揚を図り、活力ある組織づくりにつなげてまいります。

競艇事業につきましては、今年度はG I 周年競走、G II モーターボート大賞を開催いたします。競艇事業は、昨年度、売上総額が過去最高を記録するなど順調に推移しておりますが、本場の活性化が1つの課題となっております。このため、本場30キロ圏内の新規ファンの獲得に引き続き取り組むとともに、夢リア・プラザ改修に取り組んでまいります。

広域連携につきましては、連携中枢都市圏構想に基づく北九州市との連携協約の中で、下水道事業の広域化に向けた検討を推進するほか、都市圏17市町による情報発信などにも引き続き取り組んでまいります。大学連携では、昨年度、九州共立大学と包括的地域連携協定を締結いたしました。この連携協定に基づき、今年度から中学校の部活動指導支援を初め、青少年体験活動あしやハンズ・オン・キッズにおけるスポーツ体験活動への参画など、各種連携事業を進めてまいります。また、九州女子大学・九州女子短期大学とは、地域交流サロンや祖父母学級への講師派遣とともに、さわらサミットへの出店に伴い、開発いただいた「さわらソーセージ」の商品化に向け、商工会と連携し、取り組んでまいります。今後も大学とは、お互いの持つ資源や特産品知識、ノウハウなどを効果的に連携できるよう取り組んでまいります。

以上、令和元年度の施政方針を述べさせていただきました。

今後も芦屋町総合振興計画の将来像「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」の実現に向け、皆さんとともに、町民力、地域力、職員力で明るく元気な芦屋町をつくってまいります。

つきましては、議員各位を初め町民の皆さんの御理解、御協力を心からお願い申し上げます。
それでは本日提案いたしております議案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

まずは人事議案でございますが、同意第3号の芦屋町教育委員会委員の任命につきましては、山元広昭氏の任期が平成31年3月19日をもって満了となりましたので、後任に吉崎強志氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。吉崎氏は、芦屋中学校PTA会長として活躍され、人格、見識も申し分なく適任ですので、同意くださいますようお願い申し上げます。

次に条例議案でございますが、議案第28号の芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第29号の芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成31年4月に災害弔慰金に関する法律が改正されたことに伴い、災害援護資金の貸付利率の引き下げ及び償還方法の追加について、条例の一部を改正するものでございます。

議案第30号の芦屋町森林環境譲与税基金条例の制定につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境譲与税は、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、新たに基金条例を制定するものでございます。

議案第31号の芦屋町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、10月1日からの消費税率引き上げに伴い、公園使用料等について改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第32号の芦屋町バス条例の一部を改正する条例の制定につきましては、10月1日からの消費税率引き上げに伴い、芦屋タウンバスの運賃改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第33号の芦屋町下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、10月1日からの消費税率引き上げに伴い、下水道使用料の改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次にその他議案でございますが、議案第34号の町道の路線廃止につきましては、福岡県との道路移管協定に伴い、県が幸町・海岸線を県道芦屋港線として供用開始したことにより、路線の廃止を行うものでございます。

次に補正予算議案でございますが、議案第35号の令和元年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,100万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、プレミアム付商品券事業に係る国庫補助金等を計上したほか、社会資本整

備総合交付金等の減額により、過疎対策事業債等を増額計上するとともに、財政調整基金繰入金を増額計上しております。歳出につきましては、全世帯への戸別受信機設置のため、地域情報伝達システム実施設計委託を計上したほか、プレミアム付商品券事業費や老人憩の家基本構想策定業務委託を計上しております。

議案第36号の令和元年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入につきましては、10月1日から消費税率の引き上げに伴う下水道使用料及び工事委託費返還金の増額を計上しております。収益的支出では、工事委託費返還金のうち国庫補助金分を返還するため増額計上しております。資本的収入については、企業債及び他会計補助金を増額計上しております。資本的支出では、設計委託費及び工事請負費を増額計上しております。

次に契約議案でございますが、議案第37号の庁舎外壁改修工事請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございます。庁舎外壁改修工事について請負契約を締結するものでございます。

議案第38号の緑ヶ丘団地外部改修工事（3棟）請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございますので、緑ヶ丘団地外部改修工事（3棟）について請負契約を締結するものでございます。

議案第39号の巡回バス車両購入契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく契約議案でございます。巡回バス車両について購入契約を締結するものでございます。

次に承認議案でございますが、承認第1号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、芦屋町税条例等の一部改正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

承認第2号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、芦屋町国民健康保険税条例の一部改正を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に報告案件でございますが、報告第1号の平成30年度芦屋町一般会計継続費通次繰越計算書の報告につきましては、芦屋中学校空調設備改修事業について繰越額が決定したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、継続費通次繰越計算書を調製し報告するものでございます。

報告第2号の平成30年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、芦屋

釜の里製作工房用地及び駐車場整備事業や多目的グラウンド周辺整備事業等について繰越額が決定したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するものでございます。

報告第3号の平成30年度芦屋町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきましては、柏原漁港機能保全事業について繰越額が決定したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するものでございます。

以上、簡単であります但提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、1番、内海議員に発議第3号の趣旨説明を求めます。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

お疲れさまです。1番、内海でございます。発議第3号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、別紙のとおり芦屋町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出させていただきましたので、趣旨説明を申し上げます。

議案書の49ページを御覧ください。過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところです。しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しています。過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものです。現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要です。過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが重要です。よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で内海議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りします。日程第4、同意第3号については、人事案件でございますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、ただちに採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。日程第4、同意第3号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第3号は同意とすることに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第5、議案第28号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第28号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第29号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第29号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第30号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

第30号、芦屋町森林環境譲与税基金条例の制定についての質問です。この趣旨は設置の目的ということで、4ページに書かれておりますが。今現在、私たち県民は福岡県森林環境税というのを一律、まあ所得に応じてですが、一般的には500円、払われる。徴収されています。そしてまた所得の多い人については、金額が大きいし、法人についてはですね、もう数万円というような形で出されている中で、この新たにですね、国の法律に基づいて、今度は一律1,000円と、こういう金額が出てきているわけですが、この目的がですね、福岡県の森林環境税による使途、それと今度の条例に基づく、法律に基づくその使途ですね。その辺についての違い、そうい

うところについてをお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

それではお答えいたしたいと思います。

まず、県の森林環境税というのはですね、平成20年から取られている税金にはなるんですけど、主な使途といたしましては、補助金、林業関係の補助金に主に活用されております。ちなみに芦屋町は林業関係の補助金、松くい虫防除とか、松くい虫の伐倒駆除の関係でですね、319万円の補助金をいただいておりますが、その中で201万円につきましては、森林環境税で賄われております。そのほかにもですね、各種団体が行う植樹の事業とか、そういったですね、補助事業に対して森林環境税は使われていると。福岡県のもですね、森林環境税は使われております。

次にですね、国の森林環境税につきましては、これはあの、一応、平成31年4月1日から施行という形にはなっておるんですけど、令和6年から実質は皆様から課税すると。一律、均等割がかかっている方、1,000円かかってくるわけですけど。一応、使途といたしましてはですね、森林環境譲与税という形で、県と市町村に対して譲与税が譲与される形になります。その内容につきましては、県、市町村の柔軟な対応ができるように、一応なっておりますので、県の考え方としてはですね、県の森林環境税とかぶらないような使途の使い方っていうのをやってくださいよということですね、ガイドラインというのが示されております。このガイドラインの中で、芦屋町としてですね、今度どういうふうに使っていくのかというような話になるとは思いますが、基本的に森林環境税に関する法律ではですね、森林の吸収源対策に係る地方財源の確保が主な内容になっております。県が示すガイドラインにおいては、森林の整備、地域課題に対応した取り組み、木材利用を促進する取り組みなどをですね、行ってくださいというような内容が示されておりますので、町としてはですね、公共施設における木製品の導入とか、保安林の草刈り、松葉掻き等の公有林の整備、それ以外にですね、県補助金で対象外の森林病虫害対策、まあ松食い虫防除とかでですね、県の補助に乗らない森林というのがございます。そういった森林に対して、町として森林環境譲与税を投入していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今の目的についてですね、今のお話の中で、福岡県の森林環境税に対する趣旨、目的、それに今、条例化されようとしている譲与の基金の問題で重複しているような内容ではなかろうかと思

うわけですね。その中であって、今まで町民の方々は、多くの方々が500円徴収されて、しかも今回、まあ5年後、6年後でしょうけれど、1,000円、1人当たり徴収されるということに対してまあ、町民、県民、国民、県民の方々は非常に疑問に思われるだろうと思うんですが。まあそういう意味で、その福岡県の森林環境税についての審議するところが検討委員会というのが、福岡県にあるんですが、そこの辺のところですね、この重複する、しかも500円と1,000円徴収することに対しての問題点というか、そういうような検討委員会の審議があったかどうか。またこれは県議会でもこの問題については取り上げられたと思うんですが、その辺がわかりであればお答えいただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

それではお答えします。

外部有識者で構成されております福岡県森林環境税検討委員会というのがあるんですけど、この中で新たに創設される森林環境譲与税の創設を踏まえた福岡県森林環境税のあり方について検討したというふうに聞いております。この中で県に対して委員会が3点ほど提言を行っております。まず1点目につきましては、平成30年度以降も福岡県森林環境税を継続し、荒廃森林の再生等の取り組みを計画的に実施すること。2点目につきましては、市町村への森林環境譲与税は森林整備のほか、木材利用の促進や放置竹林対策など地域独自の取り組みにも活用すること。3点目につきましては、両税を効果的に活用するため、県は森林環境譲与税の活用方針を示すこと。この3点につきまして委員会から福岡県に対して提言がなされております。この提言に基づいて福岡県といたしましては、森林環境譲与税ガイドラインを策定しまして、両税が効果的に活用されるよう、森林環境譲与税の活用方針留意事項をまとめたものが策定されております。その策定内容が先ほど御説明したものとなります。ちなみにですね、福岡県議会の状況については、把握はしておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第30号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第31号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第31号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第32号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第32号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第33号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第33号について質疑を行います。

10月1日からの消費税引き上げに伴い、下水道料金の改定を行うというものですが、これにより何世帯の方が影響を受けるのか。また下水道料金の負担額は1カ月当たりどのくらいになるのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。消費税増税に伴う対象世帯としましては、水道のみ、井戸水併用、井戸水のみ合計で6,143件でございます。その6,143件に対してまして、総額で208万5,000円の増を見込んでおります。なお、1件当たりの件数で割りますと、約340円の今年度負担増となります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

下水道の料金に消費税がかかるということは、当然水道についてもかかると思いますが、まあ水道については北九州から給水しているという状況です。この水道料金も当然かかりますし、下水道料金もかかるということで、やはりライフラインとなっている生活に不可欠な上下水道の負担というのはですね、住民生活に直結していくというふうに思います。水道法第2条では水道は国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものと規定してありますし、また下水道法第1条では下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するとなっております。やはり、この芦屋町が行う下水道事業でもですね、200万円の負担があるという、そういった点では、やはりライフラインを守るという点でですね、町の負担区分のあり方、こういったこともですね、見直すことが必要ではないかと思っておりますけど、その点につ

いてはどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

まず下水道事業の件ですが、地方財政法において地方公営企業として位置づけられており、自立性を持って事業を継続していく独立採算制が原則でございます。ですから受益者負担である下水道使用料は今回の対象となるという考えでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第33号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第34号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第34号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第35号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

14ページの上のほうの老人憩の家基本構想策定業務委託385万円について質疑いたします。昨年の3月、6月議会だったでしょうか、私と内海議員が老人憩の家の建てかえについてということで、町長の答弁はまあ5年前後ぐらいにですね、建てかえということをおっしゃったと思いますが、いよいよこの基本構想策定のための業務委託ということで喜ばしく思っております。それで、まあコンサルタントにお願いして、こういう委託していくんでしょうけれど、今後のスケジュールはどうなるのか。そこを1点お聞きしたいと思います。

それから先ほどしました、質問いたしました15ページの森林環境税の環境譲与税基金積立金が60万円計上されておりますが、この積立金の基準ですね、金額のその基準はどうやって、まあ振り分けられたんだろうと思いますが、その辺の基準についてお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、老人憩の家の見直しに関する今後のスケジュールでございますが、今年度まず基本構想

を策定するというので、予算計上をしております。それからこの基本構想を受けまして、令和2年度以降にですね、まず、次に設計不要要件とかですね、こういったものを定める必要がございますので、基本計画をつくろう。その後に基本設計と実施設計を令和3年度にかけていって、今の予定ですけども、令和4年度以降工事施工ができればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

森林環境譲与税の積立金、これにつきましては国のほうから配分された金額、総額になっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

福祉課のほうに、今スケジュールをお聞きしましたが、そういうふうな中であってですね、実質、令和4年ぐらいには完成するのかなあ。4年、5年になるかもわかりませんが。その際の長いスパンの中でですね、やはり利用者ですね、大体各3つありますが、毎日大体五、六十人ぐらい、まあ百数十名の方々が利用されていますが。その方に対するアンケートを2回ほど町は、また社会福祉協議会もとっています。その利用者の声をですね、どのような形で、まあ先になるかもわかりませんが、生の声をですね、要望、意見、そういうものをお聞きする場というか、そういうことは想定されているかなというふうに思います。それで、ちょっとそこには、どう考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

利用者の方につきましては、どのタイミングで御意見を伺うかは、ちょっと今、検討している段階でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

13ページですね、2款1項の15目のところですが、節が13節委託料です。プレミアム付

商品券発行事業についてお尋ねします。このプレミアム付商品券発行事業につきましては、消費税8%から10%に増税した後に景気の下支えをするための施策として打ち出されていると思いますけれども、このプレミアム商品券を購入できる対象者はどのような方で、どのような、何世帯おられて、どの程度の発行金額なのかということをお尋ねします。

もう1点です。先ほどから質問に出ていました14ページの3目13節の委託料です。老人憩の家基本構想策定業務委託。この点につきましては、今、スケジュール等については、今、説明がありましたのでわかりましたけれども、これについては、実態調査といたしますか、実際の利用者とかまあ運営状況とか、そういった調査は既に終えているんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、プレミアム付商品券事業につきまして回答させていただきます。

販売対象者としましては、平成31年度住民税非課税者ということで、約3,000人がまず対象でございます。これは住民税の課税世帯と同一生計の配偶者、それから扶養親族、それから生活保護者は除きます。それと3歳未満の子が属する世帯の世帯主、これが、対象が320人分ということで、今のところ見込んでおります。それからこれは1セット、今のところ500円の券が10枚ついた額面5,000円の券を4,000円で販売するというので、プレミアム率が25%でございますけれども、この発行予定総額としましては、6,760万円、発行予定部数1万3,520セットということで予算計上をしているところでございます。

それから引き続きまして、老人憩いの家に関しまして、調書を作成しているかというお尋ねだつたと思いますけれども、調書というか現状、老人憩いの家につきましては何名利用されている、それから築年がどうである、それから年間の経費がいくらである、こういったものは、データは全てございます。こういったものをもう一度基本構想を策定する中で、洗いざらいもう1回検証しようということで、基本構想の策定委託を上げているものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

まずプレミアム付商品券の件ですけれども、25%のプレミアム率、非常に高い、非常に有効かなどこう思っております。これは商工会が例年発行しております、にこにこ商品券とは全然取り扱いが違ふと思いますけれども、この利用する方、購入する方、100%の方に利用してもらえればよいと思いますが、周知の方法はどのように考えてあるのかということと、この商品券は例

えばいろいろな町内の、中央病院とかいろいろな医院がありますが、そういうところも利用できるようになるのですか、どうですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、プレミアム付商品券の周知に関しましてはですけども、7月に入りましたらチラシとともに広報あしや、それからホームページにつきましては、もうバナーを掲げておまして。まず最初に店舗のほうに周知をかけるようにしております。それからもう一つは商工会窓口、商工会の商工会報ですね、これによって周知をしていただく。したがいまして、広報あしや、町のホームページ、チラシ、それから商工会のほうで周知をやっていくというふうなことを考えております。それから、すみません、これ、えっと病院のほうも使えるかということなんですけども、使えるというふうには国のQ&Aでは出ております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

3回目になります。

わかりました。商品券の件につきましてはですね、対象、利用できる対象者がこの今回の国の施策によるこの商品券事業と商工会の商品券、2種類あるわけで、非常に間違い、こんがらがるとような要素があるなと思っていますので、ここらあたり注意をして、周知をしていただきたいと思います。

それからもう1点、先ほどの老人憩の家でございますけれども、基本的な考え方ですね、私たちのイメージ、町民の方のイメージは風呂場というイメージをみんな持っていると思いますが、この風呂というのが果たしているのか、いらんのかというのも当然、今度検討課題に入ると思いますけども。風呂場の考え方と風呂という考え方と、住民の方のコミュニティの場という考えと大きく2つ考えられるんじゃないかと私は思います。そこらあたりのことを少し、どの程度整理されているのかなと思います。どうですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、基本的な老人憩の家のちょっと考え方の整理を、ちょっと説明させていただきます。

老人憩の家は昭和40年に厚生省が発出した通知でございます老人福祉の増進、具体的には教

養の向上やレクリエーションなどのための場となることを目的に、積極的に市町村において整備するよう要請され、本町においても昭和47年から52年にかけて町内3カ所で整備を進めたものでございますが、老朽化が進み対応が求められておることから、現在のような状況になっております。それ以降、高齢者の増加、それから高齢者寿命の延伸等、高齢者を取り巻く状況も老人憩の家整備時とは大きく変化しており、まちづくりにおける公共施設のあり方も視野に入れて対応しなければならないというふうには考えております。

それから、浴場に関しましてなんですけども、実は老人憩の家に浴場が整備されているというのは、全国的にも多いほうではないようです。ちなみに北九州市や福岡市というのも老人憩の家がございますけども、基本的には浴場はございません。だから、方向性としてはコミュニティというところで全国的には見直しが進んでおるところもございますし、そうではないところもあるところが、現状でまあ、まちまちというところでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですから、議案第3・・・（「議長」と呼ぶ者あり）遅いよ。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

すみませんね。

17ページ、非常備消防費の関係で業務委託料が上がっていますが、モーターサイレン用タイマー更新業務委託、防災行政無線グループ放送設定変更業務委託、地域情報伝達システム実施設計委託、この3つについてのですね、説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

モーターサイレン用タイマー更新業務委託につきましては、火災等が発生したときに消防用のサイレンが鳴るといところがございます。それにつきまして、機械室が地下のほうにありまして、モーターサイレンの制御盤のタイマーが老朽化しているというところでの取りかえが必要ということになりましたので、今回取りかえを行うものでございます。

次に、防災行政無線グループ放送設定変更業務委託につきましては、これは災害発生時に37カ所ほど——30カ所以上に屋外の放送施設がございまして、それを定時時刻、12時と15時に音楽放送を流しております。そのところで1カ所、中央公園のところに放送スピーカーがあるんですけど、当初設置した当時と比べて、あそこに住宅等が張りついているという状況で、騒音についてのちょっと苦情等がございましたので、その場所を変更するため、今設定している

設定を変更するため、放送地点の変更を行うものでございます。

あと地域情報伝達システム、これにつきましては、戸別受信機を全戸配付するためシステム構築をする実施設計委託を今年度行うものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第35号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第36号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第36号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第37号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第37号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第38号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第38号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第39号についての質疑を許します。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

この議案第39号についてお尋ねします。この入札、今回のですね、入札は指名競争入札方式で行っておりますが、入札結果を見てみると、5者中ですね、4者が辞退されているということになっていますが、辞退された理由が何かありますか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 佐竹 功君

辞退理由についてお答えします。

今回の辞退理由につきましては、3種類ございました。1つ目は自社で取り扱える車両ではないというものでございます。2つ目の理由は、自社で立てかえ可能な資金調達が難しいというこ

とであります。3点目は入札日時に入札に参加できないということでございます。この3つの理由で辞退が行われております。そして4者が辞退されておりますが、先ほど申しました3点のうちいずれかの理由でもって4者が辞退したということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

町内業者からしてもですね、1つの機会、どちらかという売り上げの機会になると言いますかね、チャンスの1つではないかと思えますけれども。理由が3種類あるようですけれども、参加する意思がなければしょうがないですけれどもね。参加する意思があるのに辞退したというのには何かがあるんじゃないかと思う。例えば仕様書に何かの出し方の問題があったとかいうのはありませんか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 佐竹 功君

巡回バスの仕様書につきまして特に問題があったというふうには考えておりません。前回購入したときとほぼ同じような仕様でございます。現在、走っている巡回バスとも変わりのない仕様でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第39号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、承認第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、承認第2号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

承認第2号、国民健康保険税条例の改正ですが、まず基礎課税額を61万円に引き上げるということですが、こういった課税額が61万円になる対象者の方はどのくらいいるのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長 福田 雅代君

では、課税限度額の影響を受ける世帯数をお答えいたします。

平成30年度国民健康保険税世帯は2,261世帯あり、そのうちの基礎課税の限度額に該当する世帯は17世帯ありました。今回の条例改正により増額になると思われる世帯は、所得が前年度と変わらなければ、この17世帯に影響が出るものと思われます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それではこういった方々の所得水準というのは、どのくらいになっているのか伺います。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 福田 雅代君

それではお答えいたします。どのくらいの収入の世帯に影響が出るのかについてですが、単身世帯の医療分のみで試算した場合がありますが、給与収入で言うと1,000万円、年金収入で言うと984万円、所得で言いますと780万円になります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

年金収入の方984万円と言いましたが、これはちょっと高すぎるんじゃないかなと思っていますが、これで間違いないですか。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 福田 雅代君

収入で言うとそうなりますが、所得で言うと780万円になりますので、間違いはないです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、報告第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、報告第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、報告第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第3号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第22、発議3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第3号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第5、議案第28号から日程第18、承認第2号及び日程第22、発議第3号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時49分散会
